令和4年夏の交通事故防止運動推進要綱

目的

この運動は、夏の行楽期を迎えるにあたり、広く府民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることによって、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

期間

令和4年７月１日（金曜日）から７月３１日（日曜日）までの１ヶ月間

運動の重点

○　二輪車の交通事故防止

○　子供の交通事故防止

○　自転車の安全利用の推進

○　飲酒運転の根絶

スローガン

○　やめよう　バイクのすり抜け運転！

○ あぶないよ　青でもきちんと　みぎひだり

○ ヘルメット　かぶるだけでも　救える命

○　乗るのなら　しっかりお酒と　ディスタンス

運動の進め方

交通事故によりいまだ多くの人々が犠牲になりあるいは心身に傷を負っている厳しい交通事故情勢が府民に正しく理解・認識され、府民一人ひとりが交通ルールを守り、交通マナーを実践するなど交通事故の防止に寄与するよう、効果的に運動を展開する。

○　新型コロナウイルス感染症への適切な対応を踏まえた交通安全教育や広報啓発活動、街頭での交通安全指導や保護・誘導活動を実施する。

○　関係機関・団体等との連携を密にし、支援協力体制を保持する。

○　組織の特性をいかして、地域住民が参加しやすいように創意・工夫し、諸活動を展開又は支援する。

○　各種媒体を活用するほか、交通安全キャンペーンや交通安全教育等を通じて、広報啓発活動を展開する。

○　交通事故被害者等の視点を取り入れた啓発活動を実施する。

○　本運動の趣旨及び重点等を理解し、率先して模範的な交通行動を示すよう特段の配意をする。

７月の府内一斉交通安全指導日等

７月８日（金曜日）ミニバイク・自動二輪車・自転車の安全指導日

７月１５日（金曜日）近畿交通安全デー、交通安全家庭の日、高齢者交通事故ゼロの日、

シートベルト着用徹底の日

７月２０日（水曜日）ノーマイカーデー、めいわく駐車・放置自転車追放デー

二輪車の交通事故防止

令和3年中の府内における二輪車事故件数は減少したものの、死者数は45人（前年比+9人）と増加した。また、令和4年4月末現在での二輪乗車中の死者数は１４人（前年比-9人）と減少しているものの、二輪車の交通事故は重大な結果を招くことから、継続的に二輪車運転者に対し交通ルールの遵守徹底、交通マナー向上を呼びかけ、二輪車の交通事故防止を推進する。

推進機関・団体での推進項目

○　二輪車運転者の交通マナー向上のための積極的な広報啓発活動の推進

○　街頭活動を通じ、信号無視や車列のすり抜け等を行う二輪車運転者に対する指導警告の推進（二輪車"すり抜け運転"ストップ運動の推進）

広報・実践促進事項

ライダーは、車列のすり抜けや無理な追い越し等、危険な運転はやめましょう。

交差点を直進する際は、対向車の動きに十分注意しましょう。

交通事故に備えて、ヘルメットを正しくかぶり、胸部プロテクター等を装着しましょう。　二輪車運転者は

○　車間距離を十分に取り、走行中や渋滞中の車列の横をすり抜けたり、無理な追い越しや急な進路変更はやめましょう。

○　安全な速度で走行し、交差点では一時停止するなどして、必ず左右の安全確認をしましょう。

○　交差点を直進する際は、対向車の動きに十分注意しましょう。

○　車との並進を避け、左折時の巻き込みに注意しましょう。

○　ヘルメットを正しくかぶり、しっかりとあごひもをしめましょう。

○　交通事故に備えて、重傷化防止を目的とした胸部プロテクター等を装着しましょう。

地域・職場では

○　地域交通安全活動推進委員等による二輪車運転者を対象とした街頭活動をしましょう。○　事業者や安全運転管理者は、二輪車を利用する従業員に対し、安全に運転するための基本事項を再確認させ、技能と知識の定着を図りましょう。

家庭では

○　身近に起こった「ヒヤリ・ハット」体験等をもとに、交通安全について家族や友人と話し合いましょう。

子供の交通事故防止

府内における子供が関連した交通事故件数は減少傾向にあるものの、7月は子供の行動範囲が広がることから、道路へは飛び出さない、道路を渡るときは左右をしっかり確認するなどの基本的な交通ルールとマナーを一人ひとりに根付かせ、子供の交通事故防止を推進する。

推進機関・団体での推進項目

○　日常生活の中で、安全に道路を通行するための幼児・児童とその保護者に対する交通安全教育・広報啓発活動の推進

○　通学路等における幼児・児童の安全の確保

○　子供に対する思いやりのある運転の促進

○　様々な媒体等を利用した交通安全教育等の推進による交通ルール・交通マナーの習得及び理解向上と安全行動の促進

○　信号機のない横断歩道における安全対策の推進（横断歩道ハンドサイン運動の推進）

○　夕暮れ時と夜間における歩行中・自転車乗用中での反射材用品等の着用の促進

広報・実践促進事項

信号は必ず守りましょう。

信号が青でも周りの安全をしっかりと確認しましょう。

道路では、遊ばない、飛び出さない。

夜間の外出には目立ちやすい明るい服を選びましょう。

歩行者は

○　道路で遊んだり、飛び出しや無理な横断、信号無視はやめましょう。

○　交差点では、信号が青でも必ず左右の安全確認をしましょう。

○　信号機のない横断歩道では、ドライバーに「目と手で合図」をする等して安全に渡りましょう。（横断歩道ハンドサイン運動）

○　夕暮れ時や夜間に外出する時は明るい色の目立つ服装で、靴や持ち物等に反射材を付け、運転者に発見されやすいようにしましょう。

ドライバーは

○　子供の行動特性を理解し、特に通学路や生活道路では、思いやりのある運転を心掛けましょう。

○　夕暮れ時は早めにヘッドライトをつけましょう。

○　夜間の対向車や先行車がいない状況では、ハイビームを使用しましょう。

○　横断歩道における歩行者優先を徹底しましょう。

○　車道やその付近を幼児二人同乗用自転車等が通行している際は、転倒等を想定し、安全な距離を確保しましょう。

地域・職場では

○　自治会、子供会、放課後児童クラブ等において、子供を対象とした交通安全教育・広報啓発を実施しましょう。

○　地域交通安全活動推進委員等は、子供など交通弱者を対象とした街頭指導をしましょう。

○　地区(自治会等)ごとに子供自身の交通安全意識と子供に対する保護意識の高揚を図りましょう。

家庭では

○　子供には道路の危険性や、横断歩道の渡り方など大人が手本を示し、具体的に指導しましょう。

○　身近に感じた「ヒヤリ・ハット」体験等をもとに、交通安全について家族で話し合いましょう。

○　家族が外出するときには、「車に気をつけてね」などの一声をかけましょう。

○　夜間の交通事故防止に役立つ「反射材」を身に付けるようにしましょう。

自転車の安全利用の推進

府内における自転車が関連した交通事故件数は減少傾向であるが、令和3年中における死者数は27人（前年比－8人）であり、また、全事故に占める自転車関連事故件数の割合は約35％（前年比+0.7％）と増加傾向である。令和4年４月末現在、前年比で自転車関連事故件数は減少しているが、死者数は増加しており、レジャーシーズンを迎え、自転車で出かける機会が増えることから、自転車利用者に対し交通ルール・マナーを周知徹底し、自転車の安全利用の推進を図る。

推進機関・団体での推進項目

○　「自転車安全利用五則」を活用した自転車の通行ルール、前照灯の点灯、交差点での信号遵守と一時停止・安全確認等の交通ルール・マナーの周知徹底

○　二人乗り、並進、飲酒運転の禁止の徹底と、傘差し、イヤホン等使用の危険性の周知徹底

○　運転中のスマートフォン等の操作など、「ながら行為」の防止に向けた啓発活動の推進○　幼児・児童・高齢者のヘルメット着用の徹底と、全年齢層の自転車利用者に対するヘルメット着用の促進

○　幼児を幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用と、幼児二人同乗用自転車の安全利用の促進

○　自転車通行空間が整備された箇所における通行ルールの周知徹底

○　自転車事故被害者の救済に資するための自転車損害賠償責任保険等への加入の促進

広報・実践促進事項

自転車は「くるま」の仲間です。交通ルールを必ず守りましょう。

大人も子供もヘルメットを着用し、万一の事故に備えましょう。

自転車に乗るときは

○　信号や一時停止等の交通ルールを守り、安全な通行を心掛けましょう。

○　歩行者の横を通行する際は、減速し十分な距離を取りましょう。

○　運転中のイヤホン・スマートフォン等の使用、二人乗り、傘差し等の危険な運転はやめましょう。

○　幼児を自転車の幼児用座席に乗せるときはシートベルトを着用し、幼児・児童が自転車に乗車するときはヘルメットを着用させましょう。

○　大人も子供もヘルメットを着用しましょう。

○　夕暮れ時は早めにライトをつけましょう。

○　自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう。

地域・職場では

○　地域交通安全活動推進委員、高年（齢）者交通安全リーダー等は、自転車利用者を対象とした街頭指導をしましょう。

○　事業者や安全運転管理者等は、定期的な点検整備を励行するほか、自転車を利用する従業員に対し、交通ルールの遵守や、ながら運転の防止について指導を徹底しましょう。

家庭では

○　自転車の正しい乗り方について、家族みんなで話し合い、交通ルールを遵守しましょう。○　自転車に反射材を装着し、夜間の事故防止に努めましょう。

○　交通事故時の頭部のけがに備え、ヘルメットの着用をすすめましょう。

○　自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう。

自転車安全利用五則

　１　自転車は、車道が原則、歩道は例外

　２　車道は左側を通行

　３　歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

　４　安全ルールを守る

　　○　飲酒運転・二人乗り・並進の禁止

　　○　夜間はライトを点灯

　　○　交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

　５　子供はヘルメットを着用

飲酒運転の根絶

府内における飲酒運転による交通事故件数、死者数は減少傾向であるが、令和3年中における件数は131件、死者数は8人であり、根絶には未だ遠い状況である。本格的な行楽シーズンを迎え、屋外などで飲酒する機会が増えることから、飲酒運転の根絶に向け「飲酒運転は犯罪」という意識を府民に浸透させる。

推進機関・団体での推進項目

○　交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等を通じ、飲酒運転の根絶に向けた地域、職場、家庭等における飲酒運転を絶対に許さない環境づくりの促進

○　飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底及びハンドルキーパー運動の促進

○　飲酒運転の悪質性・危険性を理解させるなど、飲酒運転行為を是正させるための運転者教育の推進

○　自動車運送事業者等による運転前後におけるアルコール検知器の使用等、飲酒運転の根絶に向けた取組の実施

〇　自転車による飲酒運転禁止の周知活動の推進

広報・実践促進事項

「飲酒運転は犯罪！」絶対にやめましょう！

飲酒運転は、ハンドルを握っていない人でも防ぐことができます。車で出かける時は、お酒を飲まない人「ハンドルキーパー」を決めましょう。

ドライバーは

○　「飲んだら乗るな、乗るなら飲むな」を遵守しましょう。

地域・職場では

○　広報誌・機関誌等に、身近な交通事故事例や飲酒運転による事故の悲惨さを訴える記事の掲載に努めましょう。

○　地域や職場で開催する会合・各種行事において、アルコールが運転に及ぼす影響や、飲酒運転に関する罰則について啓発するなど、地域や職場ぐるみでの取り組みを実施しましょう。

○　自動車運送事業者等は、営業所等において、アルコール検知器等を使用したドライバーの運転前後におけるアルコールチェックを徹底しましょう。

家庭では

○ 飲酒運転が犯罪であることや、飲酒運転のもたらす悲惨な結果について話し合いましょう。○　飲酒して運転すれば、自転車も飲酒運転になることを家族で周知しましょう。

○ 「しない、させない、許さない飲酒運転」の合い言葉のもと、家族だけでなく友人や隣人同士でお互いに注意し合いましょう。

○　お酒を飲んだ人に車を貸すことや飲酒運転の車に同乗することも犯罪であることを家族で周知しましょう。